

○松山衛生事務組合職員被服等の貸与に関する 規則

制 定 平成 18 年 3 月 29 日規則第 2 号

改 正 令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号

松山衛生事務組合職員の被服等貸与に関する規則（昭和 43 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、松山衛生 e c o センター（以下「e c o センター」という。）に勤務する一般職の職員等に対し職務執行上必要な被服等の貸与について定めることを目的とする。

（貸与職種，貸与品，貸与期間及び制式）

第 2 条 被服等を貸与する職員（以下「被貸与者」という。）の職種並びに貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の種類及び数量並びに貸与期間は、別表第 1 のとおりとする。

2 組合長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、貸与品の種類若しくは数量又は貸与期間を調整し、又は変更することができる。

3 被服等の制式は、別表第 2 のとおりとする。

（準用）

第 3 条 この規則に定めのない事項については、松山市職員被服等の貸与に関する規則（平成 5 年規則第 44 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、「職員厚生課長」とあるのは「事務局長」と、読み替えるものとする。

付 則

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に貸与されている貸与品は、この規則により貸与されたものとみなす。

付 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

記号	職種	服装記名	貸与品目	区分	数量	期間 (年)	適用
A	e c o セン ターに勤務 する技術職 員	作業服 A 型	作業服	夏	1	1	所長は夏服 2 年, 冬服 3 年とす る。
				冬	1	1	
B	e c o セン ターに勤務 する労務職 員	"	作業服	夏	1	1	
				冬	1	1	
			作業帽		1	1	
			雨外套		1	2	

別表第 2

服装記名	区分		制式
作業服 A 型 (男性)	夏	上衣	開襟長袖 (ジャンパー型)
		ズボン	長ズボン
	冬	上衣	開襟長袖 (ジャンパー型)
		ズボン	長ズボン
作業帽 (備考)			運動帽型
上記の貸与品の色, 生地については, その都度定めるものとする。			